

小樽市ゼロカーボン推進事業業務公募型プロポーザル 質問回答票 1 / 3

番号	質問事項	頁	質問内容	回答
1	応募要領	5	<p>1 1 その他留意事項 (9) について</p> <p>「(9) 参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により本市へ報告してください。」と記載がございますが、<u>事前に『参加申込書』の提出が必要</u>という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、提出が必要な場合における<u>提出期限、様式は任意</u>で差し支えないかご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>「参加申込書等を提出後」とは、応募要領 6 企画提案書等の提出(1)に示す提出書類一式を提出した後を指しており、事前の参加申込書の提出は必要ありません。</p> <p>また、辞退する場合の書面報告について期限は設けておりませんが、ヒアリング前までに任意の様式で御提出ください。</p>
2	応募要領	3	<p>6 企画提案書等の提出 (1)提出書類 イ業務実施体制 (様式 2) について</p> <p>本プロポーザルには、複数企業によるコンソーシアム (共同企業体) で参加をすることは可能でしょうか？</p>	<p>本プロポーザルは、コンソーシアム (共同企業体) での参加を想定していないため、コンソーシアム (共同企業体) による参加はできません。</p>
3	応募要領	2	<p>参加資格と提出書類について (コンソーシアムでの参加が可能な場合) について</p> <p>コンソーシアムでの参加が可能である場合、企業体の代表企業が p 2 5 参加資格の条件 (特に(1)) を満たしていれば差し支えないでしょうか？</p>	<p>—</p> <p>(コンソーシアム (共同企業体) での参加が可能な場合は、公募開始時点において参加資格等を応募要領に示すこととしております。)</p>

小樽市ゼロカーボン推進事業業務公募型プロポーザル 質問回答票 2 / 3

番号	質問事項	頁	質問内容	回答
4	仕様書	4	7 その他 (7) 第三者への再委託について 「(7) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。」について、第三者へ再委託する際は、「事業費の●割までとする」といった費用の制限はございますか？	第三者への再委託する場合、事業費に占める再委託契約金額の割合の制限はなく、再委託する業務の内容及び程度については再委託が必要な理由等を踏まえ本市と協議の上決定するものとします。 また、再委託をする場合であっても業務の統括は受託者の責任において行ってください。
5	仕様書	2	用紙サイズについて ア 市民向けリーフレットの作成 (イ) 要件 リーフレットの用紙サイズ (判型) について、新聞折込及び配布用ともに、用紙サイズをB3サイズ2つ折りで統一して作成させていただくことは、仕様書上差し支えないでしょうか？	配布用のリーフレットについては、市有施設や市内商業施設等、市民が利用する施設への設置等を想定しているため、一般的に広く使用されている用紙サイズを仕様としておりますので、仕様書のとおりA3サイズ2つ折りでしてください。
6	仕様書	2	用紙サイズについて 新聞折込及び配布用ともに、一般に馴染みやすいと考えられる「A3サイズ2つ折り」に統一して作成することは差し支えないでしょうか？	新聞折込については、主要新聞社においてB版サイズが基本となっていることから、仕様書のとおりB3サイズ2つ折りでしてください。

小樽市ゼロカーボン推進事業業務公募型プロポーザル 質問回答票 3 / 3

番号	質問事項	頁	質問内容	回答
7	仕様書	3	<p>5 (2) イ 省エネライフスタイル推進事業 (イ) 要件について</p> <p>「『北海道ゼロチャレ!家計簿』アプリの利用を参加条件とする」とありますが、小樽市民の加入率や参加者情報、CO2削減率等のコンテスト開催にあたり必要な情報は、貴市もしくはアプリ開発会社等から提供可能でしょうか?</p> <p>同じく、要件について「アンケートを実施するなど取組例を把握できるような内容を設計すること」とありますが、アプリ内に市民向けアンケートを設置することは可能でしょうか?</p> <p>市民のコンテスト参加は、アプリ内にて参加フォームを設置して参加いただくよう、アプリ改修をすることは可能でしょうか?</p>	<p>当該アプリの小樽市民の加入率等、必要な情報については本市から開発元である北海道に照会し北海道が情報を提供するかどうか判断することとなるため、現時点において提供可能かどうかお答えしかねます。</p> <p>また、当該アプリ内へのアンケート設置については、北海道と協議しましたが、当該アプリの改修はできません。</p>